

令和２年度事業計画

1. 事業の実施方針

令和２年４月１日に施行された「奈良県更生支援の推進に関する条例（令和２年奈良県条例第５２号）」の第１３条の規定に基づき、罪に問われた者等の更生支援に関する事業を行い、罪に問われた者等の円滑な社会復帰の促進及び誰もが地域の一員として包摂され、互いに支え合う共生のまちづくりの推進を図ることにより、もって更生を志す者を含む全ての県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

2. 事業計画の概要

(1) 罪に問われた者等の雇用

法務省や厚生労働省と緊密に連携し、改善更生の意欲が高く、また奈良県に帰住し、生計を立てる意欲がある者を、矯正就労支援情報センターと相談をしながら、公共職業安定所の受刑者等専用求人を通じて、希望者を募集し、適宜の時機に面接を実施の上、採用する。

(2) 就労の場の確保等及び住居の貸与

五條市と協議の上、五條市森林組合を就労の場として確保し、同組合において研修を実施する。

住居については、五條市森林組合に通勤するために適切な場所を選定し、雇用者の住まいを確保する。

(3) 職業訓練及び社会的な教育の実施

五條市森林組合において研修を行い、林業で就労するために必要な職業訓練を実施するとともに、雇用者の属性に応じて、ソーシャル・スキル・トレーニングなどの社会的な教育のうち、必要となる内容を見極めた上で、財団の職員や保護司、あるいは外部の講師を招いて社会的な教育を実施する。

(4) 相談体制等の社会復帰に必要な支援

保護観察期間については、保護司等とともに財団の職員が、保護観察期間経過後は、財団の職員が、それぞれ研修や就労時間外に相談できる体制を構築し、必要に応じて、相談や支援を実施する。

(5) 労働者派遣に関すること

五條市森林組合でのOJT研修において、財団で雇用した者を同組合に派遣する枠組みを構築する。

また、将来的には、雇用者の特性に応じて、多種多様な業種に派遣できるように体制を構築し、派遣事業を実施する。

(6) その他の必要な事業

財団における事業を、安定的に継続して実施するため、法務省等と緊密に連携し、雇用者を安定的に受け入れる体制を構築するとともに、雇用者を幅広く受け入れるための住まい、作業、教育、訓練の場の設置等を含めた事業実施体制の検討及び構築、さらには奈良県内で雇用者の特性に応じた就労の場等を提供するための関係機関や事業者等との協議を実施する。